

「3%程度（月額9,000円）の処遇改善」の令和4年10月以降の取扱いについて 資料3

○「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき令和4年2月から実施している保育士・幼稚園教諭等を対象とした3%程度（月額9,000円）の処遇改善について、令和4年10月以降は公定価格において措置を講じる。

○公定価格では、従来の処遇改善と同様に「加算」として位置付けることとし、対象者や要件等の仕組みについては令和4年9月以前の補助事業と同様とする。（下表参照）

※公立の保育所等については、令和4年10月以降は地方交付税措置により対応。

※「国家公務員給与改定対応部分」の令和4年10月以降の取扱いについては、令和4年人事院勧告の内容を踏まえて対応を検討。

	令和4年2月～9月	令和4年10月～
交付の仕組み	補助金	公定価格の加算
単価	・公定価格上の配置基準に基づいて算定。 ・各種加算で算定される職員は平均取得率により一律に単価を算定。	同左※1
対象者	保育所や幼稚園等に勤務する職員 ※施設が独自に加配している職員も含めて一定の賃金改善が可能となるよう、実際の賃金改善に当たっては施設の判断で柔軟な配分が可能。	同左
要件	①令和4年2月分の給与から賃金改善を行うこと。 ②賃金改善のうち最低でも2/3以上は基本給・決まって毎月支払われる手当によること。 ③賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること。	①賃金改善を行うこと。 ②同左 ③同左※2
対象施設	・特定教育・保育施設(保育所、幼稚園、認定こども園) ・特定地域型保育事業所(小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)	同左
実施(認定)主体	市町村	同左

※1 公定価格の見直しによる措置が年度途中であることを考慮し、当該措置の円滑な開始のため、令和4年10月から令和5年3月までは従前の補助金と同様に、各種加算について平均取得率により一律に算定する。令和5年4月以降の取扱いは令和5年度予算編成過程で検討。

※2 補助金により今般の処遇改善を実施している施設・事業所については、令和4年10月の見直し時に改めて加算認定を行うことは不要。

公定価格における新たな加算の記載のイメージ（案）（令和4年10月～令和5年3月）

各施設・事業類型の公定価格の加算部分2（特定加算部分）において以下の加算を新たに設ける。

処遇改善等加算Ⅲ（仮称）	別に定める金額 × 令和3年度平均年齢別利用子ども ÷ 各月初日の利用子ども数	※ 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※ 令和3年度における各月初日の利用児童数（広域利用の児童数を含む。）の総数を12で除して得た数をいう。なお、算出に当たっては、令和3年12月までは実績値とし、令和4年1月以降は推計値とする。推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。
--------------	---	--

※「別に定める金額」の単価表の例（保育所（一部））

地域区分	定員区分	年齢区分	単価
20/100 地域	20人	4歳以上児	4,240円
		3歳児	4,670円
		1・2歳児	6,070円
		乳児	8,350円
	21人から 30人まで	4歳以上児	2,980円
		3歳児	3,410円
		1・2歳児	4,800円
		乳児	7,080円

・
・